

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
A I ・ ロ ボ テ ィ ク ス に 係 る 講 師 派 遣	防衛大臣承認	
	作 成	令和8年7月29日
	変 更	
	作成部隊等名	高等工科学校教育部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、高等工科学校教育部で実施するにA I ・ ロ ボ テ ィ ク ス 係 る 教 育 の た め の 講 師 派 遣 に 規 定 す る。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 による。

1.2.1 生徒

本教育を受ける対象者であり、A I ・ ロ ボ テ ィ ク ス 専 修 コ ー ス を 履 修 す る 高 等 工 科 学 校 生 徒 を い う。

1.2.2 講師

生徒に対し講義や解説を実施する者をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書及び見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

防衛省の情報保証に関する訓令〔防衛省訓令第160号（19.9.20）〕

陸上自衛隊の情報保証に関する達

〔陸上自衛隊達第61-8号（19.12.17）〕

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）

〔防運情第9248号（19.9.20）〕

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）〕

個人情報保護の保護に関する法律施行令（令和8年5月21日）

陸上自衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達

〔陸上自衛隊達第32-25号（令和4年3月30日）〕

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

2.1.1 期 間

令和8年12月中旬（内1日）

実施日については、契約締結後、官側と調整

2.1.2 勤務時間

0830～1700

2.1.3 勤務場所

高等工科学校9号隊舎CALL3教場

2.1.4 派遣人数

派遣講師2名

2.1.5 研修の内容

SPIKEプライム基礎及びPythonプログラミング基礎・応用

2.1.6 研修対象者

生徒31名(基準)

2.3 講師の資格・要件等

契約相手方は、企業又は教育機関が使用しているSPIKEプライムに係る研修実績を有している。

2.4 その他特記事項

高工校教育部担任のAI・ロボティクス基礎の実習では本契約相手の製品であるSPIKEプライムを使用している。

3 秘密保全等

3.1 秘密保全

契約相手方及び業務従事者は、業務遂行に際して知り得た事項、個人情報、業務上取り扱う資料、データ及び成果物について、守秘義務を負うものとする。契約期間終了後においても同様とする。

契約相手方及び業務従事者は、本役務の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表、開示、貸与又は供与を、官側の許可なく行ってはならない。

3.2 情報保証

契約相手方及び業務従事者は、業務の実施にあたり、官側の情報保証に関する指示、規則及び関連する通達等を遵守しなければならない。

契約相手方及び業務従事者は、電子計算機、可搬記憶媒体、電子メール、クラウドサービスその他の情報システムを使用する場合、官側の指示に従い、業務用データの取扱いを適切に実施しなければならない。

また、サイバー攻撃、その兆候、情報漏えい、紛失、誤送信、障害その他の事故又は事故のおそれを確認した場合は、速やかに官側に報告し、被害拡大防止及び再発防止に必要な措置を講じるものとする。

加えて官側の許可なく使用することを禁ずる。

3.3 行政文書管理

契約相手方及び業務従事者は、業務上取り扱う行政文書、資料、データ及び記録について、官側の指示に従い、適切に作成、整理、保存、返却又は廃棄するものとする。

契約相手方及び業務従事者は、官側が実施する行政文書管理に関する確認、検査又は点検に協力しなければならない。

3.4 個人情報保護

契約相手方及び業務従事者は、契約した内容の範囲内に限り、官側の個人情報を取り扱うことができる。

個人情報を取り扱う場合は、漏えい、滅失、毀損、改ざん、不正利用その他の事故を防止するため、必要かつ適切な管理措置を講じるものとする。

個人情報を受領、利用、複製、保管、返却又は廃棄する場合は、官側の指示に従い、必要な記録を作成し、適切に管理するものとする。

4 検査・監督

検査・監督は契約担当官等が定める検査・監督実施要領により実施する。

5 特記事項

5.1 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。